

2018年4月16日

米国国防総省
ジェームス N. マティス国防長官

米国太平洋軍司令官
ハリー B. ハリス 海軍大将

在日米軍・第5空軍司令官
ジェリー P. マルティネス中将

在日米軍沖縄地域調整官・第三海兵遠征軍司令官
ローレンス ニコルソン中将

米国国家歴史保存法に基づく、沖縄ジュゴンの保護についての協議の要請

マティス国防長官、ハリス大将、マルティネス中将、ニコルソン中将

私は沖縄県知事として、日本の沖縄本島北部にある辺野古・大浦湾（以下、辺野古・大浦湾とする）における普天間飛行場代替施設の建設による沖縄のジュゴンへの影響について、米国国家歴史保存法 402 条に従い、国防総省が沖縄県と協議を行うよう要請いたします。この要請は、ジュゴンに関する懸念される報告と、国家歴史保存法のもと米国控訴裁判所が 2017 年 8 月に下した「ジュゴン訴訟」の判決と同訴訟から得た情報を踏まえて行うものです。

私は、国防総省と沖縄県の間で適切な協議が行われれば、辺野古・大浦湾は普天間飛行場代替施設やその他の新たな軍事施設を建設するには適さないということ、国防総省に理解して頂けると確信しております。

沖縄のジュゴンの重要性と保全の取り組み

ご存知の通り、ジュゴンは米国のフロリダ州沿岸に生息するマナティーに近い希少な海洋哺乳類です。現存する海洋哺乳類の種では唯一、植物のみを食し、海洋で生息しています。ジュゴンは絶滅危惧種として、日本の法律と国際条約によって保護されています。現在、沖縄本島の海域は、日本で確認されているジュゴンの残された唯一の生息地で、それゆえ沖縄は世界のジュゴンの北限の生息地となっています。日本のなかでも最も生物多様性に富んだ地域のうちの一つである辺野古・大浦湾は、ジュゴンの生存にとって非常に大切な場所です。

ジュゴンは沖縄の人々にとって文化的にも重要です。ジュゴンは人間の世界と超自然界を繋ぐものとして、創造神話、民俗伝説、歌謡に登場します。また沖縄の沿岸の地域ではジュゴンを祀る祭祀・儀式が行われます。1955 年、米軍占領下の琉球政府は、御嶽に生息する植物群叢や希少鳥を含む他の 8 つの天然記念物とともに、

ジュゴンを琉球政府の最初の天然記念物として指定しました。現在ジュゴンは、日本の文化財保護法に基づき、国の天然記念物として指定、保護されています。この天然記念物としての指定により、米国国家歴史保存法においてもジュゴンは保護されると 2005 年 3 月にジュゴン訴訟で連邦地裁は判断しています。

沖縄県はジュゴンの保護と保全のためにこれまで取り組みを重ねてきました。沖縄県は沖縄のジュゴンについてのブックレットや映像資料を作成し、保全のためのセミナーやワークショップを開催してきました。現在は沖縄本島沿岸でのジュゴン保護対策事業を展開しています。

また米国国防総省も、辺野古・大浦湾において普天間飛行場代替施設が建設されていることもあり、「日本環境管理基準」や自国の法に基づいて、ジュゴンの保全の取り組みを行っているとは私は理解しています。国防総省が、2008 年の連邦地裁の命令に従い、米国国家歴史保存法に基づいて普天間飛行場代替施設のジュゴンへの影響について「考慮」する手続きを行ったことも私は認識しています。

普天間飛行場代替施設建設とジュゴン

そのような取り組みにも関わらず、ジュゴンは危機的状況に直面しています。特に 2014 年 8 月に沖縄防衛局がフロートなどを設置して以降、ジュゴンの行動に変化が起きている。

沖縄防衛局の調査によると、2015 年 1 月以降、それまではジュゴンが確認されていた大浦湾においてジュゴンが確認されなくなりました。また、2015 年 6 月以降、それまで大浦湾を含む沖縄本島北部の沿岸部で確認されていたジュゴン個体 C が、どこでも確認されていません。さらには、これらの懸念すべき報告にも関わらず、沖縄防衛局は、内容が適切でない環境保全措置を実施することで、工事を進めています。

この状況は懸念されるものであり、沖縄防衛局が環境アセス(2012)や国防総省が国家歴史保存法のもと行った *U. S. Marine Corps Recommended Findings April 2014* で示された「悪影響なし」の予測と現在の状況は一致しないというのが私の見解です。

米国のジュゴン訴訟

現在沖縄県は、沖縄のジュゴンのこの状況にどのように対応すべきか模索しています。

2017 年 8 月に米国第 9 巡回連邦控訴裁判所がサンフランシスコ連邦地裁によるジュゴン訴訟の 2015 年の判断を覆し、地裁へと差し戻しました。現在、連邦地裁では、国防総省が、国家歴史保存法 402 条に基づいて、普天間飛行場代替施設によるジュゴンへの影響について適切に「考慮」したかどうかについて審理が行われています。

国防総省は、国家歴史保存法に基づき「考慮」をするために、文献調査を行い、専門家からの聞き取りを行い、また日本政府と「協議」を行ったとは私は理解してい

ます。しかし国防総省は、沖縄県や名護市とは協議はしておりません。また、沖縄防衛局の環境アセスの結果とは異なる見解を提供できた専門家や環境団体との協議もしていません。

沖縄県や名護市、そして更なる情報や様々な見解をもつ専門家や環境団体と協議を行ってれば、現在の状況は避けられたかもしれません。

国防総省への要請

先に述べた懸念される状況を踏まえ、私は沖縄県知事として、国防総省に対して、米国国家歴史保存法 402 条に基づき、沖縄県と協議することを要請いたします。さらには、そのような協議が終了し、適切な措置が合意され、実施されるまでは、国防総省は日本政府と協力し、工事を中止すること、併せて、日本政府に対し、工事に伴うキャンプシュワブへの立ち入り許可を出さないことについても要請します。

私は沖縄県知事として、沖縄県民と共に、その生物学的かつ文化的重要性を将来世代に残すために、ジュゴンを保護し保全する責任があります。米国国防総省も、国家歴史保存法、その他の自国の法律、日本政府との合意に従い、普天間飛行場代替施設の建設や運用からジュゴンを保護する責任があると私は考えます。

沖縄県との適切な協議を通して、辺野古・大浦湾は普天間飛行場代替施設やその他の軍事施設の建設には適さないということ、辺野古・大浦湾が米国政府と日本政府と沖縄県が協力して保護すべき場所であることを、米国国防総省に理解して頂けると私は確信しております。

返信をお待ちしています。

宜しくお願い致します。

沖縄県知事
翁長雄志

cc: ジョン M. フォウラー事務局長
米国国家歴史保存諮問委員会 (ACHP)

ピーター O. トーマス事務局長
米国海洋哺乳類委員会 (MMC)